

# 新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和3年度の固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業（個人事業者）の税負担を軽減するため、事業者の所有する**家屋や設備（償却資産）**に係る**令和3年度（2021年度）**の固定資産税を事業収入の減少率に応じ**ゼロ又は2分の1**に軽減します。

## ●軽減率

令和2年（2020年度）2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額免除
30%以上50%未満	2分の1

## ●軽減対象

### ①軽減の対象となる中小企業者・小規模事業者とは

個人の場合	常時勤務する従業員数が1,000人以下の個人
法人の場合	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資をしない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社を除く）

### ②対象となる税金

設備等の償却資産及び事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税

※事業用であっても土地は軽減の対象となりません。

## ●申告方法及び必要書類

◎町指定の申告書を利用して、税理士や会計士、商工会、青色申告会等の認定経営革新等支援機関に確認を受けること

◎収入減を証する書類・・・会計帳簿、青色申告決算書等

◎事業用割合を示す書類・・・所得税青色申告決算書・収支内訳書等

◎償却資産申告書・・・償却資産がない場合でも提出

